

【令和4年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業
(プラットフォーム支援員による体制強化)】

概要レポート 第4回：EU の食品接触材規則



Eurovision & Associates

2023 年 9 月

背景：EU は、食品と接触するあらゆる素材を「Food Contact Material (FCM)」として、食品接触材料規則 (EC) No 1935/2004 を通じて規制している¹。FCM の材料および製品中の成分は、接触する食品に移行し、人体への悪影響を及ぼし、または、味や匂い、舌触り、見た目などの特徴を損なう可能性がある。そのため、EU 域内において、使用可能あるいは不可能な素材や物質、移行試験基準などが設けられている。この FCM に関する既存の規制に関し、欧州委員会は現在、欧州グリーンディール政策推進の見地から改正の検討を進めている。具体的には、人体や健康に害を及ぼす材質の使用制限や使用規制強化などを通して、食品の安全性や加盟国市民の健康の改善を目指している²。

食品接触材料規則 (EC) No1935/2004 は、あらゆる FCM に対して安全性と反応性がないという一般原則を定めている。EU は、こうした一般的な規則に加え、プラスチック、再生プラスチック、再生セルロースフィルム、セラミック、アクティブ・インテリジェント材料など、さまざまな FCM 毎に個別の EU 独自の要求事項を定めている。但し、EU として具体的な規制が導入されていない FCM については、多くの加盟国はそれぞれの国の法規制に拠っている。

1. 規制見直しのスコープ：今回の欧州委員会による既存規制の見直し対象（スコープ）は以下の(1)～(5)の5項目に整理できる³⁴⁵。

(1) 規則(EC) No 1935/2004 の枠組み

- ①一般原則の妥当性
- ②透明性と持続可能性
- ③安全性と食品の組成の変化
- ④特定素材を対象とした特別規則の必要十分性とその策定権限
- ⑤安全性評価
- ⑥ラベリングとコンプライアンス

(2) 適正製造規範に関する欧州委員会規則

(3) その他の関連 EU 法規制

- ① 特定物質規則
- ②輸入規制
- ③ (FCM からの移行を測定する) 管理計画

(4) 加盟国法により独自に異なる規制の制定

(5) EU の主要政策・規制との連携

- ① 有害化学物質の削減戦略や循環経済行動計画との整合性
- ②持続可能で再利用・リサイクル可能な代替包装の採用を促進と食品廃棄物削減
- ③使い捨ての食品包装やカトラリーの再利用可能製品へ置き換え

¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32004R1935>

² <https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/file-revision-of-eu-legislation-on-food-contact-materials>

³ https://food.ec.europa.eu/system/files/2023-05/cs_fcm_revision_policy-pillars_202305.pdf

⁴ <https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/file-revision-of-eu-legislation-on-food-contact-materials>

⁵ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52022SC0163>

2. 規制見直し作業の現状：欧州委員会は、2020年5月、EUのFarm to Fork戦略の一環として、FCM関連規制の改正に向けた現行制度の見直しを発表した⁶。2022年10月5日から2023年1月11日にかけて行われた公開協議では、持続可能なFCM材の使用に関して、企業や業界は、環境に関する法的枠組みに含めるべきだと主張したのに対し、複数の環境団体がFCM独自の法的枠組みを制定すべきだ、と主張した⁷。

その後、欧州委員会は、2023年5月5日に、FCMの規制に関する改正における主要テーマとその柱を発表した⁸。これは、2つのテーマから成り立っており、それぞれのテーマに3つの柱が含まれている。テーマ①「FCMの安全性と持続可能性」には、材料が最終的にどのような完成形になるのかにより注意を払うこと、段階的な物質リスク評価、より持続可能な代替品の支援などが含まれる。テーマ②「FCMの情報交換、法令の実施と遵守」では、安全性と持続可能性を検証し、EU域内市場の円滑な機能確保を目指している。これは、サプライチェーン情報の精度とアクセスの向上、法令遵守を検証し、公的な規制実施のためのシステム、分析手法の改善などの対策からなる。欧州委員会によれば、全体として、本改正は、FCMの安全性と持続可能性の確保、サプライチェーン情報の合理化、法令遵守と政策執行メカニズムの強化を中心に構成されているという。

一方、2023年6月15日には、欧州委員会が委託した消費者の認知度に関する調査結果が公表された⁹。同調査結果によると、ほとんどの消費者はFCMに関するEUの法律を知っており、リサイクル可能性よりも安全性を優先しているということだった。また、調査において、大半の消費者は、より安全で持続可能なFCMのためなら、より多くの金額を支払う用意があることも明らかになった。

3. 見直し作業における主な論点：現行のFCM規則の見直しは、前述の通り、FCMにおける有害化学物質の含有量の最小化や環境に配慮した再利用可能な材料の使用を促進し、FCMによって食品の成分構成、味、においが変化しないようにするのが主な目的である。このため見直し作業においては、厳格な法令遵守の実行、サプライチェーンの情報の精度と利用可能性を高めることを重視している。また、今回の見直しを基に、EUは、法令遵守を検証するシステムを開発、公的機関による管理の実施、改善された分析方法を導入することで、域内市場の円滑な機能を確保することを企図している。革新的なITソリューションによって可能となる情報交換の改善もまた、今回の見直しにおける主要テーマであり、ステークホルダー間の風通しの良い、効率的なコミュニケーション手段の確立を目指している。

これまでの見直し作業により、FCMの定義、安全性、持続可能性、より透明性の高いラベル表示と情報発信の実施に関して、企業、NGO、消費者を含むステークホルダーの間で明らかに見解の相違があることが浮き彫りになった。現在進められている調査、協議、専門家の参加による共同検討プロセスは、安全性、環境への配慮、市場のニーズを優先し、バランスの取れた包括的な最終立法案を形成することが目的である。

例えば、環境団体のFood Packaging Forum（食品包装フォーラム）やClient Earthのような様々なステークホルダーが、科学的観点からの人の健康と環境を重視し、FCM規制について積極的に見解を述べている。Client Earthは、現行法案が抱える目的と手段の齟齬

⁶ https://food.ec.europa.eu/safety/chemical-safety/food-contact-materials/revision-eu-rules_en

⁷ [Revision of EU rules on food contact materials \(europa.eu\)](https://ec.europa.eu/food/food/food_contact_materials/revision_eu_rules_en)

⁸ https://food.ec.europa.eu/system/files/2023-05/cs_fcm_revision_policy-pillars_202305.pdf

⁹ https://food.ec.europa.eu/system/files/2023-06/cs_fcm_revision_cons_202305_sum.pdf

や、食品接触材に関連するサプライチェーンにおける責任の所在の曖昧さが起因となって生じた FCM の安全保障に関する欠陥や弱点の対応を目的とした大幅な改革を提言している

¹⁰。他にも、Plastic Recyclers Europe は、EU の環境戦略に沿った規則の調和、情報交換の改善、技術革新を強調している。一方で、欧州家庭用電気機器産業協会（APPLiA）のように、顧客の健康と安全を最優先とし、現行規制の遵守の徹底、製品の安全性維持、EU 域内の貿易促進のために極めて重要だとして現行規制を支持する団体もある¹¹。

4. 今後の見通し：FCM 規則の見直しは、公衆衛生と環境持続可能性の強化に焦点を当てた将来の EU 政策のあり方を示すものとなっている。すなわち、EU は将来的に、食品廃棄物を削減し、使い捨ての食品包装やカトラリーを持続可能な代替品に置き換えることの重要性をさらに強調する政策の展開が見込まれる。

但し、こうした政策展開は、リサイクル性よりも安全性と持続可能性を重視するという消費者の意向を反映したものとなるだろう。EU としては、より安全で持続可能な FCM には金銭的なボーナスを与える用意があるとみてよい。よって、今後の規制アプローチは、透明性のあるラベル表示、情報の普及、企業、NGO、消費者の様々な視点を包含し、食品安全性、環境への配慮、市場ニーズの間でバランスの取れたものとなるように構築されるものとみられる。

こうした幅広い意見の集約及びパブリックコンサルテーション結果の取りまとめ作業が必要なため、欧州委員会は、FCM に関する改正規則案の採択を当初の 2023 年の第二四半期から 2025 年の第一四半期に延期した¹²。その間に、欧州委員会は、EFSA などの専門機関ともさらなる協議を開催することとしている¹³。一方、ビスフェノール A は、他の物質に先駆けて、2024 年第一四半期以降、使用禁止となる予定で、18 ヶ月の移行期間が設けられている。ビスフェノール A は多くの製品に使用されており、使用禁止による影響度合いは製品毎に異なる。一部製品では、18 ヶ月の移行期間では不十分だという意見が寄せられており、延長の有無を注視する必要がある¹⁴。

以上

¹⁰ https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12497-Revision-of-EU-rules-on-food-contact-materials/F1494970_en

¹¹ https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12497-Revision-of-EU-rules-on-food-contact-materials/F1489601_en

¹² https://commission.europa.eu/system/files/2023-06/SANTE_AAR_2022_annexes_en.pdf

¹³ https://commission.europa.eu/system/files/2023-06/SANTE_AAR_2022_annexes_en.pdf

¹⁴ https://food.ec.europa.eu/system/files/2023-08/cs_fcm_wg_20230804_qandas.pdf